

豊田市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため旧基準木造住宅の耐震改修計画及び耐震改修工事又は解体工事を実施する者に、予算の範囲内において補助金を交付することを目的として定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 旧基準木造住宅とは、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 豊田市内にある自己所有の木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅に限る。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。)

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

ウ 階数は2階建て以下のもの

(2) 木造住宅耐震診断とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 豊田市が実施する無料耐震診断(愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。)

イ (財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅の耐震診断

(3) 判定値とは、次のいずれかをいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による上部構造評点又は総合評点

イ (財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事をいう。

(5) 耐震改修計画とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の建築士による計画をいう。

(6) 解体工事とは、地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の1棟全てを解体する工事をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者(現にその建物に居住していて所有者の同意を得られる者又は同等の権利を有する者を含む。第3号において同じ。)

(2) 市税を滞納していない者

(3) 都市計画法・建築基準法に違反していない建築物を所有する者

(補助対象者の除外)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団と認められる団体
- (3) 暴力団員が役員となっている団体
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体

(補助の対象工事等)

第4条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する工事等とする。

- (1) 第2条第2号ア又はイにおいて判定値が1.0未満（ただし、平成17年度以前に実施したイにおいては得点が80点未満）と診断された旧基準木造住宅について、次項に定める基準による判定値を1.0以上とする耐震改修計画の策定及びこれに基づく耐震改修工事。ただし、耐震補強上有効なものに限る。
- (2) 第2条第2号ア又はイにおいて判定値が0.7未満（ただし、平成17年度以前に実施したイにおいては得点が60点未満）と診断された旧基準木造住宅を解体、運搬、処分する解体工事。ただし、補助金交付申請時に居住用として使用している延べ床面積30㎡以上の住宅で、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。
- 2 判定値を1.0以上とする改修計画とは、（財）日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準により算定する。
- 3 第1項第1号の耐震補強上有効なものとは、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3を加算した数値以上とする工事とする。
- 4 耐震改修計画の策定は、その計画に基づく耐震改修工事の現場監理を含むものとする。

(補助の対象経費及び金額)

第5条 1戸当たり（長屋建て、共同建て、解体工事の場合は1棟当たり）の補助金の対象となる経費及び補助の金額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額は、それぞれ1千円未満の端数を切り捨てる。

対象経費	補助金の額
第4条に定める耐震改修工事に要する経費 (補強工事に係る工事費に限る。)	次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第2号の額を差し引いた額を交付金額とする。 1 対象経費の2分の1以内、かつ60万円を限度（ただし、別に定める高齢者等又は障がい者が居住する住宅については、対象経費以内、かつ80万円を限度） 2 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
第4条に定める耐震改修計画の策定に要する経費	対象経費の2分の1以内、かつ10万円を限度とする。
第4条に定める解体工事に要する経費	対象経費以内、かつ20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、第4条に定める補助の対象工事等(以下「対象工事」という。)に着手する前に、別に定める民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書に、次の各号の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、解体工事の場合は、第3号の書類として案内図を添付するものとする。

- (1) 市税完納証明書
- (2) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 耐震改修工事計画書、耐震改修計画見積書
 - ① 案内図、平面図
 - ② 補強計画図、その他補強方法を示す図書
 - ③ 耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値(建築士の記名、押印のあるものに限る。)
 - ④ 別に定める高齢者等又は障がい者の証明
- (4) 別に定める耐震改修工事等見積書
- (5) (財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅の耐震診断を受けた場合は、家屋課税台帳登録事項証明書

2 補助金の交付を受けようとする者は、豊田市の次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 都市計画施設内

3 耐震改修計画の策定に係る補助金交付申請は、耐震改修工事の補助金交付申請と同時にするものとする。この場合において、耐震改修計画の策定は、第1項の規定にかかわらず、当該申請の前に着手することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知する。

(補助金の変更・中止)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する変更がある場合は、あらかじめ別に定める民間木造住宅耐震改修工事等計画変更承認申請書に、第6条第1項第3号及び第4号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更(軽微なものは除く。)
- (2) 対象工事に要する経費の変更

2 申請者は、事情により対象工事を中止するときは、速やかにその旨を別に定める民間木造住宅耐震改修工事等中止届をもって、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前各項の規定による書類を受理したときは、その旨を申請者に通知する。

(着工の届出)

第9条 申請者は、対象工事を着工したときは、別に定める着工届に次の各号の関係書類

を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 着工の状態が確認できる写真
 - (2) 解体工事の場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出をしたことを証する受領票（豊田市の受付印が押印されたもの）の写し（ただし、延べ面積が80㎡以上の場合に限る。）
- 2 前項の書類は、補助金の交付決定があった日から起算して、1か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、その旨を別に定める着工延期届をもって、市長に提出しなければならない。

（中間検査）

第10条 申請者は、第4条に定める耐震改修工事の中間に達した時は、市長に連絡をするものとする。

- 2 市長は、前項の連絡を受けた場合は中間検査を行うことができる。

（完了実績報告等）

第11条 申請者は、対象工事が完了したときは、別に定める完了実績報告書に、次の各号の関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費及び計画費の請求書又は領収書の写し（請求書による場合は補助金交付後領収書の写しを提出）
 - (2) 工事写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時が確認できるもの）
 - (3) 解体工事の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- 2 前項の書類は、着手日から起算して3か月を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、その旨を別に定める工事完了延期届をもって、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知する。

（補助金の交付）

第12条 申請者は、前条第3項による確定の通知を受けたときは速やかに別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第9条第2項に定める期日までに着工届が提出されなかったとき。
- (4) 第11条第2項に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (5) 第3条の2各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- (6) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(書類の保管)

第14条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付から5年間保管しなければならない。

(適用除外)

第15条 この要綱により第5条に定める補助限度額の交付を受けた旧基準木造住宅については、再び補助金の対象工事とすることはできない。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し、必要な書式などは別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成19年3月31日までの間、改正前の豊田市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱の規定による木造住宅耐震診断を受けた住宅で補助の対象工事等であったものについては、改正後の豊田市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、従前の例により交付の決定等を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。